

# 新市まちづくり計画



## 石 巻 市

平成28年3月変更

### 石巻地域合併協議会

(石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町)

平成16年10月

はじめに	1
------	---

## 第1章. 序 論

1. 合併の必要性	2
(1) 地方分権時代に対応したまちづくり	2
(2) 行財政基盤の強化と少子高齢化時代への対応	2
(3) 生活圏の一体化に伴う行政の展開	2
2. 計画策定の方針	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
(4) 留意点	3

## 第2章. 新市の概要

1. 位置と地勢	4
2. 気 候	4
3. 面 積	4
4. 人 口	5
5. 世 帯	6
6. 就 業 人 口	6
7. 純 生 産 額	7

## 第3章. 主要指標の見通し

1. 人 口	8
2. 世 帯	9
3. 就業人口	10
4. 純生産額	11

## 第4章. 新市建設の基本方針

1. 課題と現状	12
2. 将来像と基本理念	13
3. 基本方針～施策展開の方向性～	14
4. 土地利用及び地域構造	16
(1) 土地利用の方針	16
(2) 地域構造（ゾーン整備の方向性）	17

## 第5章. 新市の施策

1. 施策の体系	19
2. 施策の内容	20
(1) 個性あふれる人と文化をはぐくむまち（教育・文化）	20
(2) 健康で安心を実感できるまち（健康・福祉）	22

(3) 活力と創造に満ちた産業のまち（産業・雇用）	25
(4) 安全で便利に暮らせるまち（生活環境）	27
(5) 環境と共生する快適なまち（自然環境との共生）	30
(6) 市民が主役の創造のまち（市民活動・人材）	32
(7) パートナーシップで創るまち（効率の高い行財政）	34
<b>3. リーディングプロジェクト</b>	<b>36</b>
(1) プロジェクトの位置付け	36
(2) 施策全体の基本フレーム	36
(3) 協働まちづくり推進プロジェクト	37
(4) 人づくりプロジェクト	38
(5) 安らぎづくりプロジェクト	39
(6) 産業づくりプロジェクト	39
(7) 環境づくりプロジェクト	39

## 第6章. 県事業の推進

1. 財政計画の基本的な考え方	40
(1) 宮城の将来ビジョン	40
(2) 支援の方向性	40
2. 新市における主な宮城県事業	41

## 第7章. 公共的施設の総合整備

1. 公共的施設の総合整備方針	43
2. 既存施設の有効活用と効率化	43

## 第8章. 財政計画

1. 財政計画の基本的な考え方	44
(1) 歳入	44
(2) 歳出	46
2. 財政計画	48

私たちが生活する石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町の1市6町は、水や緑などの豊かな自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力の恩恵にもあずかり、石巻広域圏の中で発展を続けてきました。

石巻市は宮城県の北東部における物流の要衝としてその役割を果たすとともに、漁業、商業、工業がそれぞれバランスよく発展した産業経済の中心地として、また、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町は農業、漁業など、第1次産業を基幹産業として発展を遂げ、近年は産業構造や就労意識の変化から、商工業、観光サービス業への就業割合が増加しており、石巻広域圏内では相互に補完・連携しながら、一つの圏域として結びつきを深めてきました。

しかしながら、近年、少子・高齢化や国際化、情報化など、1市6町を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、今まさに、これら社会環境への対応や、高度・多様化する住民ニーズへの対応など、市町村の役割はますます大きくなっています。

21世紀を迎え、これらの課題に対応していくことは地方自治そのものを改革していくことでもあり、将来にわたる地域の持続的な発展を確保する方策として、合併は大きな契機となるものです。

『新市まちづくり計画』は、協定項目など事務事業の調整結果と、新市まちづくり計画検討委員会における新市の施策を中心とした提言を踏まえて、新市の目標や施策の方向性、また、財政計画を整理して策定したものであり、今を生きる私たちの暮らしを一層向上させるとともに、将来にわたり子どもたちが夢や希望をもてるまちづくりを進めるための方向性を定める計画です。

## 第1章 序 論

### 1. 合併の必要性

#### (1) 地方分権時代に対応したまちづくり

地方分権の推進による権限の移譲が進むと予想される中、地方自治体は、行政事務の拡大や、自治体の健全運営という観点から、行政システムの構造的な改革を迫られる厳しい局面を迎え、これまで国や県の責任であった権限を譲り受けることで自己決定権を拡充し、住民が望む専門的かつ高度なサービスをこれまで以上に提供できる強力な行政組織を構築することが必要とされています。

合併は、自治体規模の拡充、再編により行政システムの抜本的な改革を目指すものであり、都市の自主性、自立性を高めるとともに、自己責任を踏まえた地方分権時代に対応するまちづくりを可能とするものです。

今後、都市間競争の激化が予測される中で、合併のスケールメリットを最大限に活かすことはもとより、国・県の財政支援措置も活用しながら地域の振興や発展を促すための諸施策を総合的に展開し、地方分権時代を迎えた今日における魅力あるまちづくりを進めるためにも必要となるものです。

#### (2) 行財政基盤の強化と少子高齢化時代への対応

社会経済情勢の変化や住民の価値観・就業形態の多様化に伴い、住民の行政に対するニーズも高度化・複雑化するとともに、少子高齢化の進展は地域活力の減退を招き、医療や福祉等の社会保障制度の面から、今後の行財政需要はますます増大するものと考えられています。

こうした中で、地方自治体の自主財源となる地方税収入は景気の長期低迷等の影響を受けて非常に厳しい状況にあり、国の財政事情も同様に厳しさを増していることから、今後は地方行政に対する手厚い支援が望めないものと考えられます。

石巻地域においても他の自治体と同様に財政状況は非常に厳しく、将来にわたって現行の行政サービス水準を維持していくことが困難な状況になりつつあります。

こうした課題を解消するため、合併による一層簡素で効率的な行政体制の確立に努め、行財政基盤を強化し、総合的な住民福祉の維持、向上を図る必要があります。

#### (3) 生活圏の一体化に伴う行政の展開

近年、交通・情報通信手段等の発展により、住民の生活行動や経済活動は既存の行政区域の枠組みを越え、日常的な交流はますます広域化し、通勤や買物など生活全般における結びつきの強さもあって、石巻地域はまとまった一つの生活圏を形成しているといえます。こうした中で、これまでも関係市町間では福祉やごみ処理など、一部事務組合による広域的な行政を展開してきましたが、さらに一体的な行政を展開し、効率化を図りながら住民サービスを維持、向上させるためにも、合併による生活圏と行政区域の一致が必要となります。

## 2. 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、石巻地域1市6町の合併に際し、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて合併協議会が作成するものであり、合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、それに基づいて策定するもので、この計画を実現することにより新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るものです。

また、この計画に盛り込まれる一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなり、こうした制度を活用して、新市のまちづくりをより円滑に、効果的に進めることも可能となります。

なお、新市まちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市においてこの計画を包含して策定することとなる総合計画等に委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要施策、計画期間中の財政計画を中心として構成しています。

### (3) 計画の期間

この計画の期間は合併年度及びそれに続く **20年間**とします。

### (4) 留意点

新市の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとし、住民の期待に応えつつ、不安を解消するため、計画策定のために実施した住民意識調査の結果や、新市まちづくり計画検討委員会の提言を十分に踏まえたものとします。

公共的施設の総合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施するものとします。

財政計画については、地方交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとします。

**なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興については、石巻市震災復興基本計画に基づき、同実施計画に位置づけ実施するものとします。**

## 第2章. 新市の概要

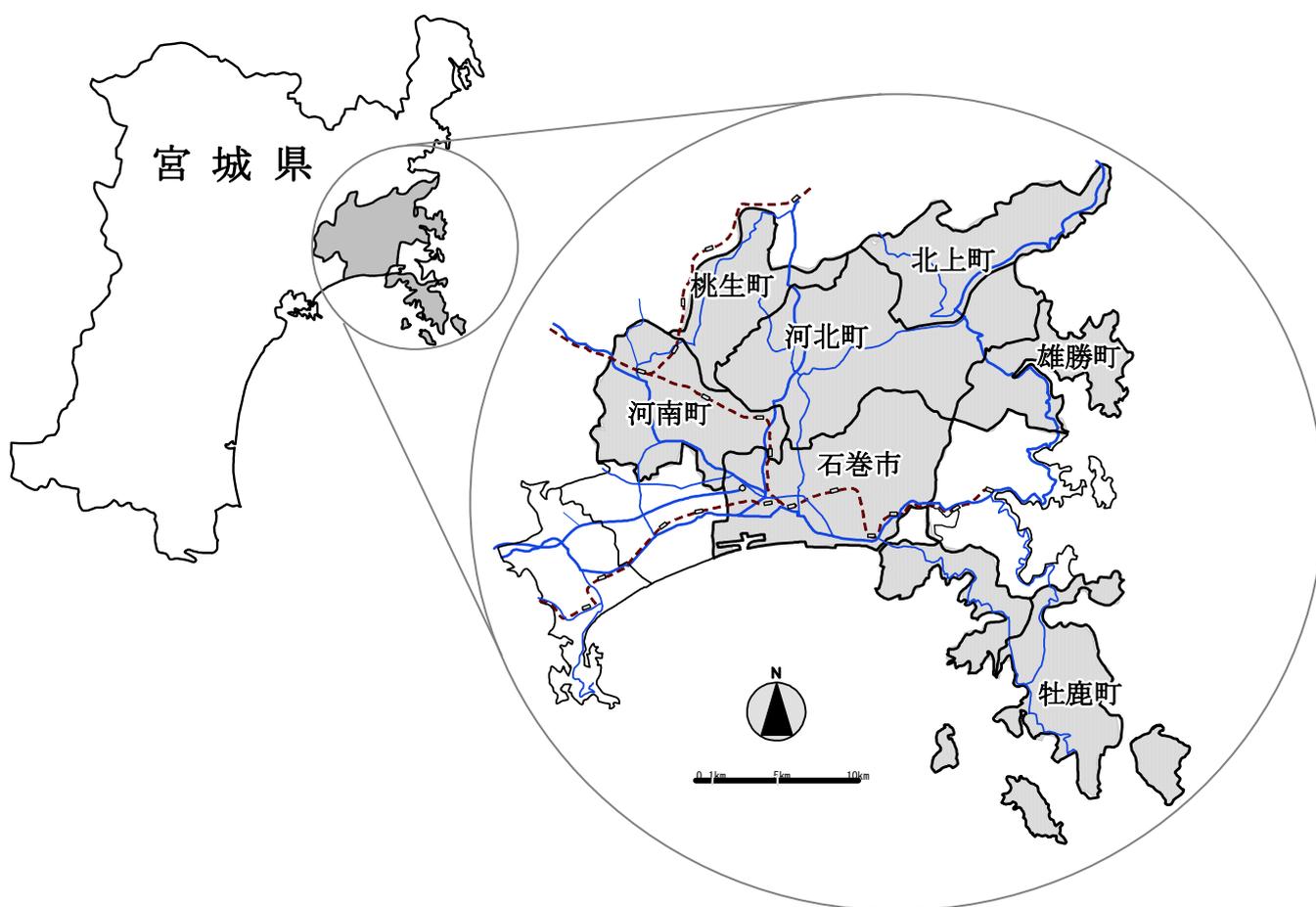
### 1. 位置と地勢

新市は宮城県の北東部に位置し、海・山・川・島など、変化に富んだ自然を有しています。

新旧北上川が流れる新市の中央部と西部には平坦な田園地帯が広がり、東部は太平洋に面したリアス式海岸で形成され、**三陸復興国立公園**に指定されています。

また、旧北上川の河口を中心とする地域は市街地を形成しています。

### 位置図



### 2. 気候

気候は海洋性の気候であり、内陸地方と比較すると寒暖の差が少なく、東北地方においては一年をとおして比較的温暖な地域となっています。

### 3. 面積

新市は東西約 35 k m、南北約 40 k m と広範囲に広がり、面積は **554.50 k m<sup>2</sup>**、県土 (**7,282.14 k m<sup>2</sup>**) の 7.6% を占めています。

※国土地理院「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」

4. 人 口

平成22年の国勢調査人口は160,826人で、5年前の平成17年との比較では6,498人(3.9%)の減少となっています。

平成22年の人口を年齢階層別による構成割合で見ると、0～14歳までの年少人口が12.6%、15～64歳までの生産年齢人口が59.9%、65歳以上の老年人口が27.2%となり、少子・高齢化を顕著に反映し、年少人口は減少、老年人口は増加を続けています。

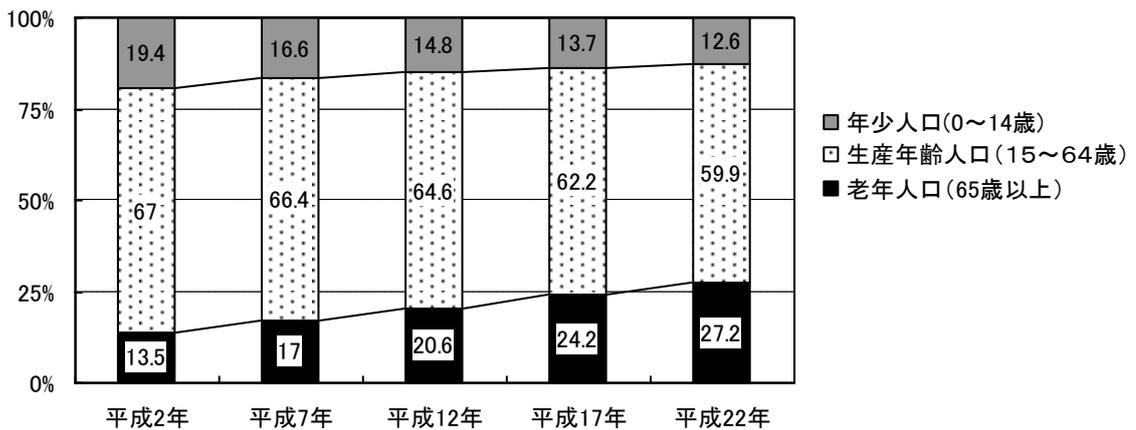
人口（年齢階層別）の推移

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	182,911	178,923	174,778	167,324	160,826
年少人口(0～14歳)	35,477	29,812	25,909	22,851	20,214
生産年齢人口(15～64歳)	122,557	118,746	112,883	104,025	96,297
老年人口(65歳以上)	24,609	30,365	35,982	40,435	43,747

注) 3階層別人口の合計は、年齢不詳が入る場合、総人口と一致しません。 (「国勢調査」より)

年齢階層別人口割合の推移



市町別人口の推移

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
石 巻 市	121,976	121,208	119,818	115,588	112,683
河 北 町	14,900	14,186	13,407	12,508	11,578
雄 勝 町	6,544	5,840	5,239	4,694	3,994
河 南 町	18,412	18,043	17,919	17,522	16,950
桃 生 町	9,270	8,990	8,644	8,102	7,582
北 上 町	5,036	4,765	4,472	4,028	3,718
牡 鹿 町	6,773	5,891	5,279	4,882	4,321
合 計	182,911	178,923	174,778	167,324	160,826

(「国勢調査」より)

## 5. 世帯

平成22年の国勢調査による世帯数は57,871世帯で、5年前より1,014世帯の増加となっています。

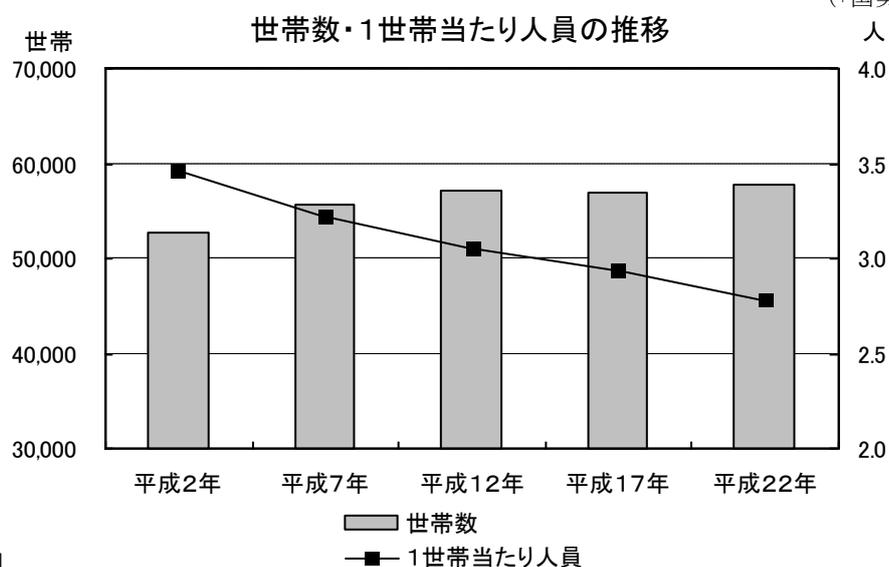
減少する人口に対して、世帯数は増加傾向にあることから、1世帯当たりの人員も減少を続け、平成22年には2.78人となっています。

世帯数の推移

(単位：世帯、人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	52,820	55,614	57,259	56,857	57,871
1世帯当たりの人員	3.46	3.22	3.05	2.94	2.78

(「国勢調査」より)



## 6. 就業人口

就業人口は、人口が減少する中、とりまく環境の厳しさや就労意識の変化などの影響もあり、減少し続けており、平成22年は71,623人で、5年前より5,786人の減少となっています。

産業別では、第1次産業が他産業より顕著な減少傾向にあり、増加していた第2次産業及び第3次産業についても平成12年からは減少に転じています。

就業人口の推移

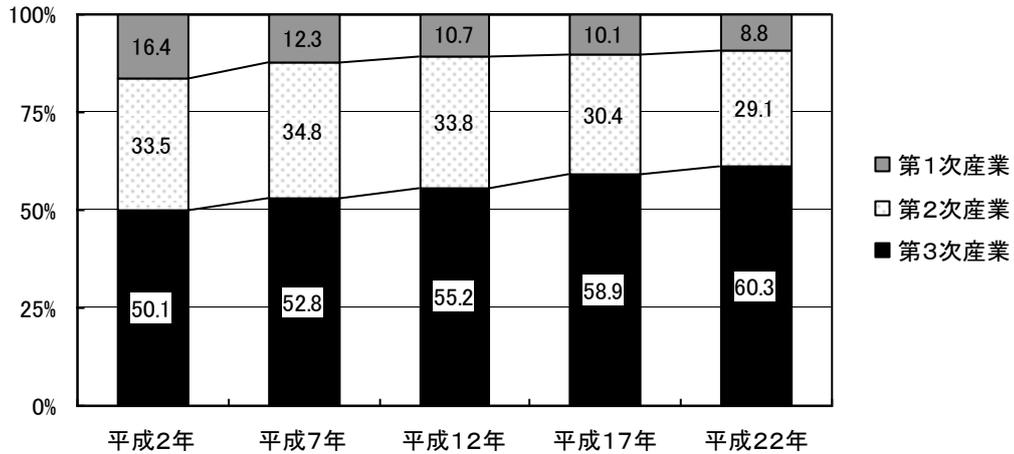
(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口	89,178	88,722	84,075	77,409	71,623
第1次産業	14,589	10,956	8,956	7,813	6,282
第2次産業	29,917	30,890	28,397	23,523	20,850
第3次産業	44,653	46,827	46,383	45,618	43,158
就業率(対全人口)	48.8	49.6	48.1	46.3	44.5

注) 産業別の人口は分類不能が入る場合、就業人口と一致しません。

(「国勢調査」より)

産業別就業人口構成割合の推移



7. 純生産額

純生産額を見ると、第1次産業は減少を続けており、製造業を中心とする第2次産業も近年は停滞傾向を示しています。

産業のサービス化に伴い、第3次産業は増加傾向にありましたが、近年の全国的な経済情勢の中で、平成22年には減少に転じ、商圏の吸引力は弱まりも見られます。

純生産額の推移

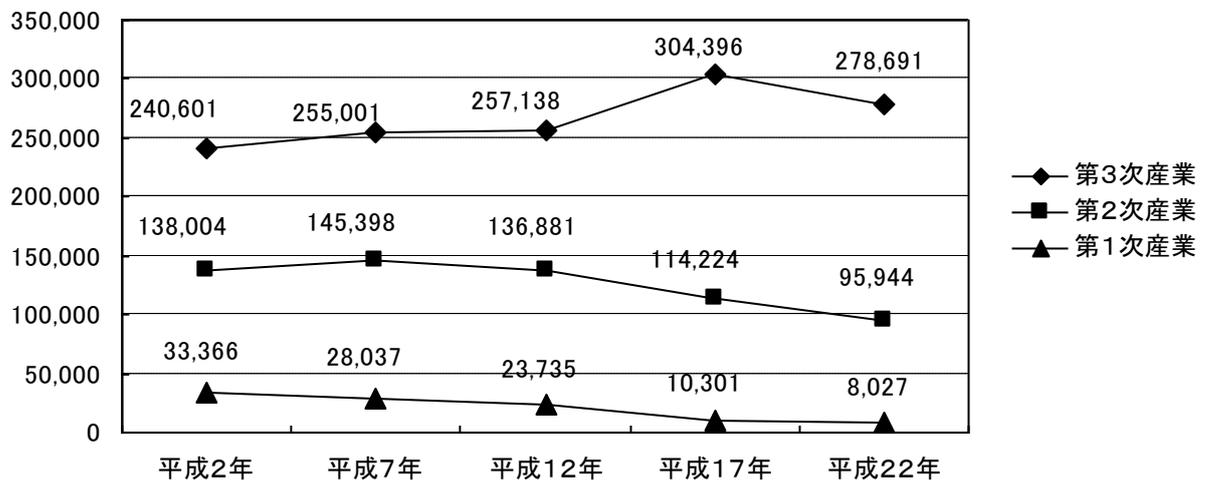
(単位：百万円)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
純生産額	411,971	428,436	417,754	428,921	382,661
第1次産業	33,366	28,037	23,735	10,301	8,027
第2次産業	138,004	145,398	136,881	114,224	95,944
第3次産業	240,601	255,001	257,138	304,396	278,691

注) 平成2年・7年・12年は「市町村所得統計(宮城県)」。平成17年・22年は「市町村経済計算(宮城県)」から就業者一人当たり純生産額を算定し、各年の従業者数を乗じて算出。

百万円

産業別純生産額の推移



第3章. 主要指標の見通し

1. 人 口

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠して石巻市の人口を推計すると、平成27年の推計人口は、震災の影響が加わることにより、平成22年と比較して6.8%減の149,935人と大幅な減少が見込まれ、その後も一貫して減少を続け、平成37年の推計人口は136,516人と予測されます。

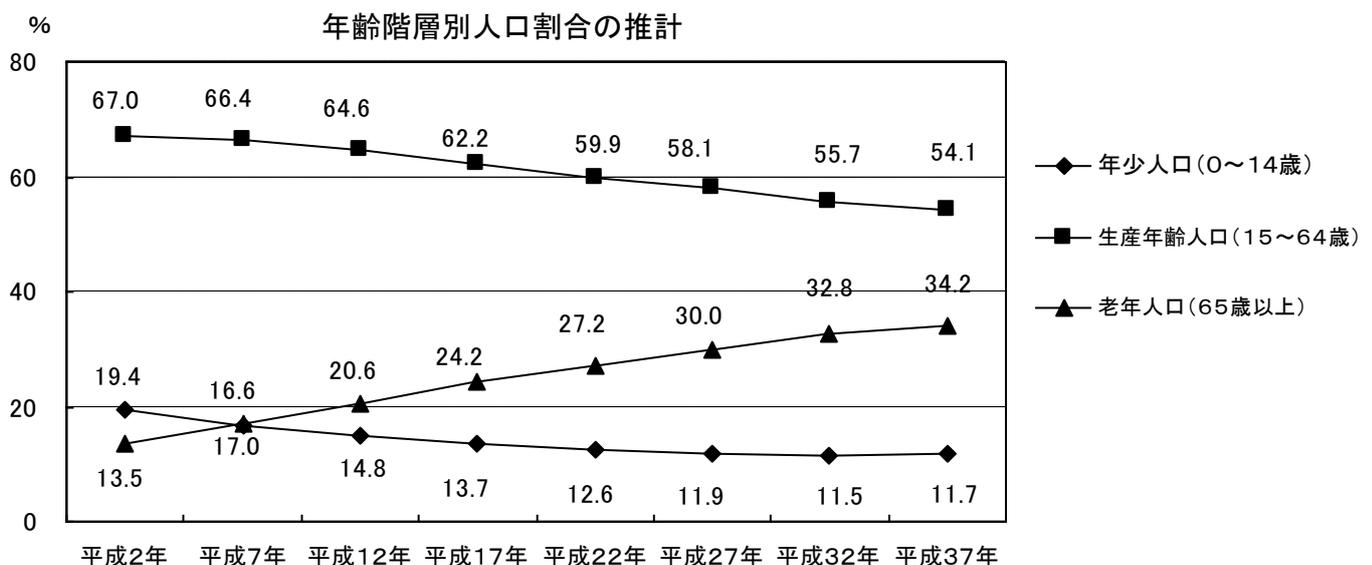
この結果を年齢階層別に見ると、年少人口は平成37年には15,986人となって、平成22年に比べ20.9%の減少となり、さらに、生産年齢人口も平成37年には73,827人と減少をたどり、平成22年に比べ23.3%の大幅な減少となります。また、老年人口は平成37年には46,703人と、全人口に占める割合が平成22年の27.2%から34.2%に上昇することが予測されます。

人口（年齢階層別）推計

（単位：人、%）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口 (増減率)	182,911 (△2.0)	178,923 (△2.2)	174,778 (△2.3)	167,324 (△4.3)	160,826 (△3.9)	149,935 (△6.8)	143,183 (△4.5)	136,516 (△4.7)
年少口 (0~14歳)	35,477	29,812	25,909	22,851	20,214	17,865	16,490	15,986
生産年齢人口 (15~64歳)	122,557	118,746	112,883	104,025	96,297	87,086	79,700	73,827
老年人口 (65歳以上)	24,609	30,365	35,982	40,435	43,747	44,984	46,993	46,703

注) 総人口実績には年齢不詳を含み、年齢階層別の和が総数と一致しない年次があります。



<人口の推計方法>

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法等に準拠しつつ、平成 32 年の出生率を 1.60（※平成 20 年～平成 24 年の合計特殊出生率は 1.37）とし、地域間移動による人口減少を徐々にゼロまで縮小させ、その後は一定になることで人口推計を行いました。

2. 世帯

世帯数は、核家族化の進展等によって増加傾向にあり、平成 22 年には 57,871 世帯となっていますが、少子化の進行や高齢者世帯の増加等により、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

世帯数の推計については、人口減少に伴い、平成 27 年には 56,367 世帯、10 年後の平成 37 年には 53,119 世帯と見込まれ、平成 22 年と比べ 8.2%の減少と予測されます。

また、世帯を構成する人員は、平成 22 年の 2.78 人から、平成 37 年には 2.57 人にまで減少すると予測されます。

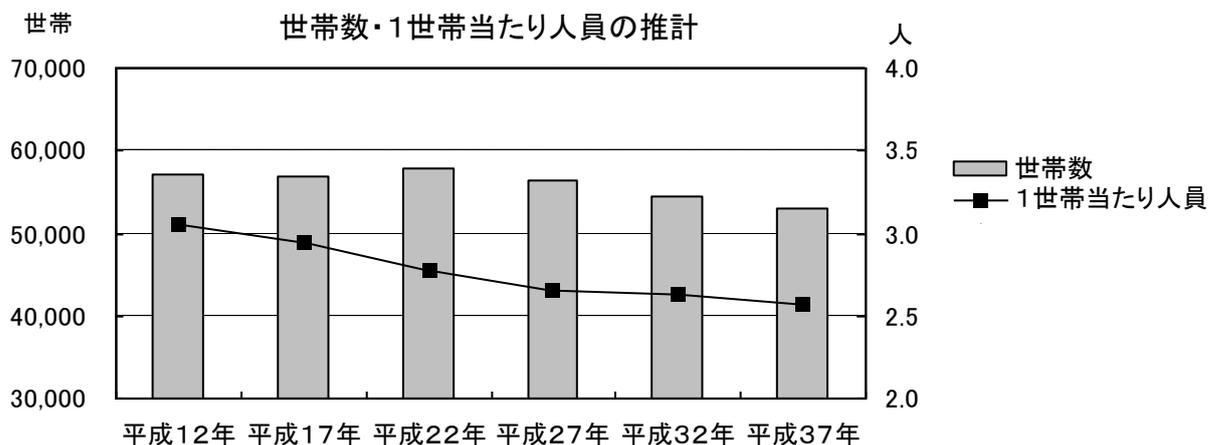
世帯数の推計

(単位：世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
世帯数	52,820	55,614	57,259	56,857	57,871	56,367	54,442	53,119
1世帯当たりの人員	3.46	3.22	3.05	2.94	2.78	2.66	2.63	2.57

<世帯数の推計方法>

平成 12 年から平成 22 年の国勢調査における 1 世帯当たりの人員を用いて対数近似によるトレンド推計によって将来の 1 世帯当たり人員を推計した上で、将来推計人口を世帯人員で割り戻して世帯数を推計しました。なお、平成 27 年は震災の影響を考慮し補正しています。



### 3. 就業人口

就業人口は、近年減少傾向にあり、さらに、震災の影響により平成27年は大幅に減少すると見込まれます。震災の影響が回復した後も減少傾向が続き、産業別の構成割合では、第1次産業及び第2次産業は減少を続け、第3次産業は増加するものと予測されます。

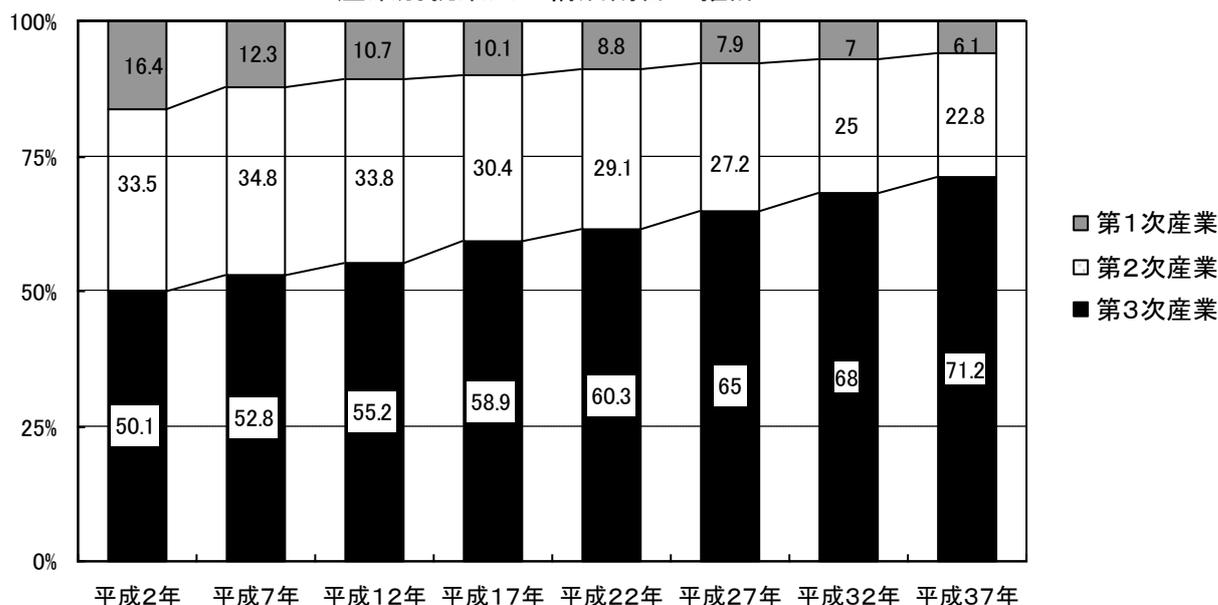
就業人口の推計

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
就業人口	89,178	88,722	84,075	77,409	71,623	64,133	69,295	68,019
第1次産業	14,589	10,956	8,956	7,813	6,282	5,061	4,843	4,131
第2次産業	29,917	30,890	28,397	23,523	20,850	17,415	17,302	15,479
第3次産業	44,653	46,827	46,383	45,618	43,158	41,657	47,150	48,409
就業率(全人口)	48.8	49.6	48.1	46.3	44.5	42.8	48.4	49.8

注) 産業別の人口は分類不能が入る場合、就業人口と一致しません。

産業別就業人口構成割合の推計



#### <推計方法>

はじめに、平成13年から平成21年までの経済センサスにおける従業者数を対数近似により平成37年までの従業者数を推計しました。ただし、震災の影響があることから、平成28年までは、平成24年の従業者数をもとに直線近似により推計し、平成29年には従前のトレンドに復帰するものとして推計しています。

次に、上記方法に基づき推計した従業者数に平成12年以降の国勢調査における就業者数と経済センサスにおける従業者数比率を乗じて就業人口を求めました。また、産業3分類の就業者は、平成12年以降の産業3分類の就業者構成比に基づきトレンド推計し、それぞれの就業人口を求めました。

#### 4. 純生産額

全国的な経済情勢の低迷から、近年、純生産額は減少傾向にあります。

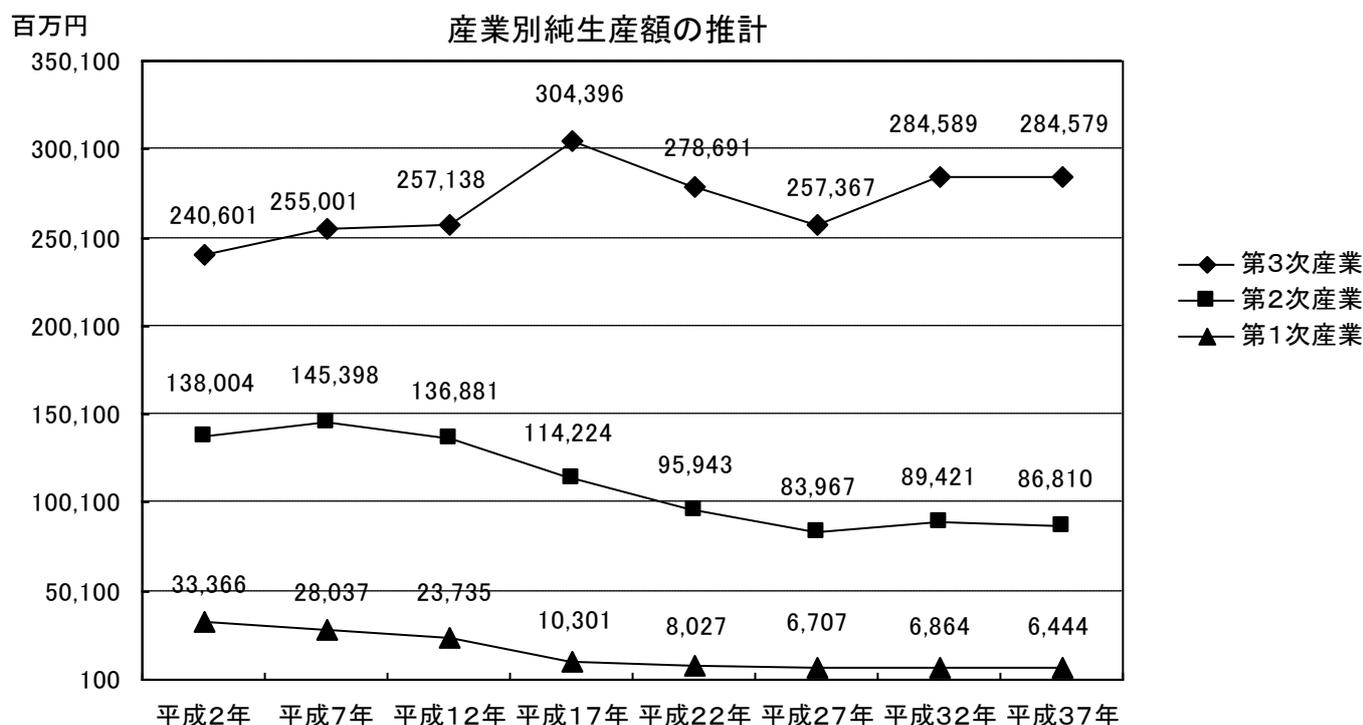
本市の純生産額を、**従業者1人当たり純生産額**に、**産業分類別の従業者推計値**を乗じて推計すると、第1次産業は長期的な減少傾向を、第2次産業、第3次産業は停滞傾向を示すと予測されます。

#### 純生産額の推計

(単位：百万円)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
純生産額	411,971	428,436	417,754	428,921	382,661	348,041	380,874	377,833
第1次産業	33,366	28,037	23,735	10,301	8,027	6,707	6,864	6,444
第2次産業	138,004	145,398	136,881	114,224	95,943	83,967	89,421	86,810
第3次産業	240,601	255,001	257,138	304,396	278,691	257,367	284,589	284,579

注) 平成2年・7年・12年は「市町村民所得統計(宮城県)」。平成17年以降は「市町村経済計算(宮城県)」から就業者一人当たり純生産額を算定し、各年の従業者数を乗じて算出。



#### <推計方法>

純生産額は従前「市町村民所得統計」の名称で市町村主導により推計されていましたが、平成15年から「市町村民経済計算」と改称され、宮城県が一括して推計する形態に変更になり、市町村ごとの純生産額は推計されないことになりました。

そのため、純生産額の推計に当たっては、平成17年度及び平成22年度の産業3分類別の宮城県全体純生産額の平均額を従業者数で除して産業3分類ごとの従業者1人当たり純生産額を求めた上で、各年の従業者推計数を乗じて純生産額を推計しました。

## 第4章. 新市建設の基本方針

### 1. 課題と現状

1市6町の現状や、建設計画策定のための住民意識調査、及び、新市まちづくり計画検討委員会での検討から、1市6町の現状と課題を次のとおり整理しました。



## 2. 将来像と基本理念

将来像とは、将来の目標をとらえた姿であり、基本理念とは、まちづくりの根幹となる考え方です。新市の基本理念と将来像は、1市6町における地域のめざす方向性、建設計画策定にかかる住民意識調査結果、新市まちづくり計画検討委員会の提言を取り入れ、共生性、共有性、共感性、共益性のあるものとします。

以上を踏まえ、新市の将来像を次のように設定しました。

～輝く未来のために～

**わたしたちが創りだす**

**笑顔と自然あふれる元気なまち**

—よりたくましく より幸せに！—

「輝く海 北上川の豊かな恵み」地域の自然は何にも増して誇れるものです。

この自然と共生し、経済的にも精神的にも豊かで、活力と夢のある、個性的なまち。そしてこのまちをわたしたち（市民、企業、団体、行政などすべての人）が創り出していく。そんなまちをイメージし、新市の将来像としました。

また、将来像を実現するため、『快適・幸福』、『個性・活力』、『協働・創造』の3つの基本理念と、基本方針として7つの主要目標を定め、まちづくりを進めます。

### <まちづくりの基本理念>

#### 『快適・幸福』

豊かな自然と共生しながら、誰もが安心して快適に暮らせ、幸福を実感できるまち

#### 『個性・活力』

人・自然・歴史・文化・産業が輝く、地域の個性を活かし、調和のとれた活力のあるまち

#### 『協働・創造』

市民がまちづくりの担い手となり、みんなで作る創造力に満ちたまち

### <まちづくりの基本方針>

個性あふれる人と文化をはぐくむまち  
(教育・文化)

健康で安心を実感できるまち  
(健康・福祉)

活力と創造に満ちた産業のまち  
(産業・雇用)

安全で便利に暮らせるまち  
(生活環境)

環境と共生する快適なまち  
(自然環境との共生)

市民が主役の創造のまち  
(市民活動・人材)

パートナーシップで創るまち  
(効率の高い行財政)



### 3. 基本方針 ～施策展開の方向性～

#### ①個性あふれる人と文化をはぐくむまち（教育・文化）

新市の未来を担うたくましい子どもたちを育てるため、教育施設の充実はもとより、教育システムの見直しや、地域の資源を活かした体験学習など、創造性に満ちた教育の充実を図るとともに、家庭・地域・学校の連携を強化し、地域全体で子どもたちを育てることができる環境整備を推進します。

また、市民がいつでもどこでも学ぶことのできる、自主的・主体的な生涯学習活動を支援する体制づくりや、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、地域の文化を育みながら、文化活動の融合や、新たな文化の創造を推進します。

#### ②健康で安心を実感できるまち（健康・福祉）

市民一人ひとりが生涯を通じ、健康で互いに助け合い、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指し、健康づくりや地域格差のない福祉サービスの充実、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、地域福祉を支える人づくりと、市民自らが地域において互いに支え合うシステムづくりを進めます。

また、高齢者の生きがい支援や交流の機会拡大と、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを目指し、地域が一体となって子育てを支援できる体制づくりを推進します。

#### ③活力と創造に満ちた産業のまち（産業・雇用）

今後も特色ある地域産業の充実を図るため、産業基盤の整備を進めるとともに、競争優位（他の地域との違いや特色を活かす）による新市ブランドの確立や、新たな販売の促進などを積極的に支援し、あわせて、地域産業の育成と、成長の期待できる産業分野の企業誘致を推進します。

また、産業・雇用を地域の中に自ら生み出していくため、高齢者や女性が活躍できる環境づくりや、合併による協調優位（地域間の協調によって得る力や特色を活かす）の視点に立って地域の資源を繋げ、市民や他産業を巻き込んだ新産業の創出を推進します。

#### ④安全で便利に暮らせるまち（生活環境）

地域格差のない、市民誰もが安心して生活できるまちづくりのため、地域の実情に応じて、道路など交通体系の整備を進めるとともに、上下水道や情報通信基盤の整備、移動手段の確立など、快適な生活環境づくりを推進します。

また、災害から市民の命と財産を守るため、防災システムの整備など、災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織の育成や支援を推進します。

#### ⑤環境と共生する快適なまち（自然環境との共生）

地域の自然は新市の貴重な財産であり、この豊かな自然環境を未来へと引き継ぐため、地域間の交流を含めた環境学習の充実や、アドプト活動の制度化など、市民と行政が一体となった環境保護・保全活動を推進します。

また、循環型社会の構築を目指し、担い手である市民と協働しながら、地域の実情に合った持続的な循環システムの構築を進めるとともに、ごみの減量化や省エネルギー化を推進します。

#### ⑥市民が主役の創造のまち（市民活動・人材）

市民が参加しないと解決できない地域の課題が増えており、市民と行政の協働活動がますます重要となっているため、市民活動やまちづくり活動に必要な社会的基盤の整備や支援体制を強化するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進します。

また、合併による地域の一体感を高めるため、地域間の交流を推進するとともに、国際交流など、さまざまな交流機会の拡大を進めます。

#### ⑦パートナーシップで創るまち（効率の高い行財政）

地方分権の推進によって、新市にはさらなる自己決定・自己責任が求められているため、行政運営の透明性と、市民に対する説明責任の明確化を基本として、積極的な情報公開と情報共有を推進するとともに、政策の立案から実施・評価まで、さまざまな段階における市民参加システムを構築するなど、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

また、行財政運営のより一層の効率化を図るため、公共施設の適正な配置や機能の整備、民間活力の活用など効果的な制度の導入を進め、あわせて、質の高い行政サービスの提供を目指した品質マネジメントシステムの取得や、計画的な定員管理、職員の意識改革・能力開発を推進します。